

## 緑地雑草科学講演会のご案内

### 雑草に関する法規制-植物防疫法改正をきっかけに-

講師：黒川俊二 氏（京都大学）

日時：2024年11月11日（月）13時30分～15時30分

場所：Zoomによるオンライン開催

申込：メール申込 ([k-saji@bousou-ken.org](mailto:k-saji@bousou-ken.org) まで)

申込期限 11月6日（水）

後日 Zoom の URL を申し込みのメールアドレスにお送りします

その他：参加費無料

2022年4月22日に植物防疫法の一部を改正する法律が第208回国会で可決・成立し、翌2023年4月に施行されました。この改正により、これまで真菌、粘菌、細菌、寄生植物及びウイルスのみしかなかった「有害植物」の定義に‘草’として雑草が追加されたました。また、農業者に対する管理責任の強化も改正のポイントの1つとなっています。

このように、有用植物の保護という目的に限定はされているものの、ようやく雑草が病害虫と同様にペストとして位置づけられることになりました。土地の管理者責任が強化されるということから、緑地雑草の管理に携わる関係者にとっても直接的・間接的に何らかの影響を受ける可能性も考えられます。

そこで、今年の講演会では、植物防疫法の改正によってこれからの緑地雑草の管理はどのように変わりうるのかについて考えるとともに、これを機に、国内外の雑草に関する法規制\*についても整理し、今後の緑地雑草の管理について考える機会にしたいと思います。ぜひ奮ってご参加ください。

#### \* 雑草に関する国内外の法律等

- 植物防疫法（日本、米国、カナダ、韓国）
- 外来生物法（日本）
- Weed Act（英国）
- Biosecurity Act  
（豪州、ニュージーランド）
- EPP0 A1 and A2 list of pests  
（ヨーロッパ）
- 国際植物防疫条約

#### 講師プロフィール：

黒川俊二氏 京都大学大学院農学研究科雑草学分野教授、農学博士。農研機構において27年間勤務。飼料作物の栽培、外来雑草の侵入経路、防除技術に関する研究に従事。2021年4月より現職。現在 NPO 法人緑地雑草科学研究所 副理事長。日本雑草学会副会長。

#### <本講演の関連記事>

黒川俊二. 2022. 有害植物の定義に追加された‘草’：植物防疫法の改正で何がかわるのか。草と緑 14:1-11.